

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月26日

広島県公安委員会

委員長 明 海 国 賢

広島県公安委員会規則第6号

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号（裏）中「第44条」を「第44条第1項」に改める。

附 則

この公安委員会規則は、令和2年12月1日から施行する。